

閣議及び閣僚懇談会議事録

開催日時：令和元年12月20日（金） 9：47～10：09

開催場所：総理大臣官邸閣議室

出席者：安倍晋三 内閣総理大臣

麻生太郎 国務大臣（副総理，財務大臣，内閣府特命担当大臣）

高市早苗 国務大臣（総務大臣，内閣府特命担当大臣）

森まさこ 国務大臣（法務大臣）

萩生田光一 国務大臣（文部科学大臣）

加藤勝信 国務大臣（厚生労働大臣）

江藤拓 国務大臣（農林水産大臣）

梶山弘志 国務大臣（経済産業大臣，内閣府特命担当大臣）

赤羽一嘉 国務大臣（国土交通大臣）

小泉進次郎 国務大臣（環境大臣，内閣府特命担当大臣）

河野太郎 国務大臣（防衛大臣）

菅義偉 国務大臣（内閣官房長官）

田中和徳 国務大臣（復興大臣）

武田良太 国務大臣（国家公安委員会委員長，内閣府特命担当大臣）

衛藤晟一 国務大臣（内閣府特命担当大臣）

竹本直一 国務大臣（内閣府特命担当大臣）

西村康稔 国務大臣（内閣府特命担当大臣）

北村誠吾 国務大臣（内閣府特命担当大臣）

橋本聖子 国務大臣（東京オリンピック・パラリンピック担当大臣，内閣府特命担当大臣）

欠席者：茂木敏充 国務大臣（外務大臣）

陪席者：西村明宏 内閣官房副長官

岡田直樹 内閣官房副長官

杉田和博 内閣官房副長官

近藤正春 内閣法制局長官

閣議案件：別添案件表のとおり。

○一般案件 20件

○国会提出案件 11件

○政令 11件

○人事 3件

○報告 2件

○配布 1件

いずれも，案件表のとおり，決定，了解等となった。

議事内容：

○菅内閣総理大臣：ただ今から、閣議を開催いたします。

まず、閣議案件について、岡田副長官から御説明申し上げます。

○岡田内閣官房副長官：一般案件等について、申し上げます。まず、「デジタル・ガバメント実行計画」について、御決定をお願いいたします。本件は、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律に基づき、国の行政機関等の情報システムの整備を総合的かつ計画的に実施するため、情報システムの整備に関する計画を策定するものであります。

次に、「まち・ひと・しごと創生長期ビジョンの変更」及び「まち・ひと・しごと創生総合戦略の変更」について、御決定をお願いいたします。「長期ビジョンの変更」は、我が国の人口問題に対する基本認識及び取り組むべき将来の方向を示した「長期ビジョン」について、その後の状況変化を踏まえ改定を行うものであり、「総合戦略の変更」は、まち・ひと・しごと創生法に基づき、改定後の「長期ビジョン」を踏まえて今後5か年の政策目標や施策の基本的方向等を定めるものであります。本件につきましては、後程、北村大臣から御発言があります。

次に、「都道府県の国民保護計画の変更」について、御決定をお願いいたします。本件は、新潟県、島根県、岡山県及び熊本県の国民保護計画の変更に関する内閣総理大臣への協議について、「異議がない」とするものであります。

次に、「女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針」の変更について、御決定をお願いいたします。本件は、女性活躍推進法等の改正に伴い、常時雇用301名以上の労働者を有する企業及び国・地方公共団体に義務付けられる女性の職業生活における活躍に関する情報の公表等について追加するものであります。

次に、「構造改革特別区域基本方針の一部変更」について、御決定をお願いいたします。本件は、構造改革特別区域法の改正に伴い、特別区域内において清酒の製造体験をするための製造場の製造免許に係る酒税法の特例措置等を追加するものであります。

次に、「地域再生基本方針の一部変更」について、御決定をお願いいたします。本件は、地域再生法の改正に伴い、住宅団地の再生及び空き家を活用した移住促進等を図るために設けられた特例措置の追加等を行うものであります。

次に、「南スーダン共和国における政府間開発機構の活動に係る物資協力の実施」について、御決定をお願いいたします。本件は、同国で行われている同機構の活動に協力するため、国際平和協力法に基づき、テント、毛布、給水容器等を、無償で譲渡するものであります。

次に、「復興・創生期間」後における東日本大震災からの復興の基本方針」について、御決定をお願いいたします。本件につきましては、後程、復興大臣から御発言があります。

次に、「令和2年度一般会計歳入歳出概算」について、御決定をお願いいたします。本件につきましては、後程、財務大臣から御発言があります。

次に、「令和2年度税制改正の大綱」について、御決定をお願いいたします。本件

につきましては、後程、財務大臣及び総務大臣から御発言があります。

次に、「2025年日本国際博覧会の博覧会国際事務局に対する登録申請」について、御決定をお願いいたします。本件につきましては、後程、梶山大臣及び国土交通大臣からそれぞれ御発言があります。

次に、「公共用地の取得に伴う損失補償基準要綱の一部改正」について、御決定をお願いいたします。本件は、民法及び家事事件手続法の一部改正法により、配偶者居住権が新設されることに伴い、同権利を有する者に対する補償額の算定基準等について規定するものであります。あわせて、同権利を有する者に対する補償についての細目等を定める「同改正法の一部の施行に伴う国土交通省関係政令の整備に関する政令」について、御決定をお願いいたします。

次に、「自然再生基本方針の変更」について、御決定をお願いいたします。本件は、人口減少や気候変動など、自然環境を取り巻く情勢の変化や持続可能な開発目標の考え方の活用等を反映した変更を行うものであります。

次に、「PCB廃棄物処理基本計画の変更」について、御決定をお願いいたします。本件は、高濃度PCB廃棄物について、定められた期限までに確実に処理するため、PCB濃度が10パーセントまでの廃棄物については、民間施設で処理できるようにする等の変更を行うものであります。

次に、「日米地位協定」第2条に基づく、米軍使用施設・区域の追加提供等について、御決定をお願いいたします。今回の案件は、陸上自衛隊が日米共同訓練を実施するため、北海道恵庭市の「千歳演習場」の一部土地等を追加提供するもの等、計8件であります。

次に、「令和元年度及び令和2年度のF-35Aの取得方法の変更」について、御了解をお願いいたします。本件につきましては、後程、防衛大臣から御発言があります。

次に、世界遺産登録に向けた推薦について、御了解をお願いいたします。本件は、世界遺産条約等に基づき、「北海道・北東北の縄文遺跡群」の推薦書正式版をユネスコ世界遺産センターに提出するものであります。

次に、信・解任状に認証を仰ぐことについて、御決定をお願いいたします。本件は、「イタリア国」及び「ブルンジ国」駐劄特命全権大使の異動に伴い、交付すべき信任状及び解任状であります。

次に、質問主意書に対する答弁書11件について、お手元の資料のとおり、御決定をお願いいたします。

次に、政令10件について、御決定をお願いいたします。まず、「行政機関職員定員令の一部を改正する政令」は、首里城の早期復元を図る体制及び三の丸尚蔵館の収蔵品の貸出しを促進する体制を強化するため、内閣府及び宮内庁の職員の定員を増員するものであります。

次に、「平成30年7月豪雨による災害についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令の一部を改正する政令」は、同豪雨による特定非常災害に対し適用すべき措置として、建築基準法による応急仮設住宅の存続期間

等の特例に関する措置を追加するものであります。

次に、「地域再生法の一部改正法の施行期日を定める政令」は、同改正法の施行期日を令和2年1月5日と定めるものであり、「同改正法の施行に伴う関係政令の整備に関する政令」は、住宅団地再生の一環として行われる貨物運送共同化に関する事務を国土交通省総合政策局の所掌とする等、関係政令の規定の整備を行うものであります。

次に、「宮内庁組織令の一部を改正する政令」は、皇室関係の重要事項の調査、審議及び立案に関する事務の円滑な遂行を図るため、長官官房に参事官1人を増員するものであります。

次に、「統計法施行令の一部を改正する政令」は、薬事工業生産動態統計等の調査方法の変更に伴い、都道府県知事が行う事務に関する規定の改正を行うものであります。

次に、「原子力損害の賠償に関する法律施行令及び原子力損害賠償・廃炉等支援機構法施行令の一部を改正する政令」は、原子力損害の賠償に関する法律の一部改正法の施行に伴い、特定原子力損害賠償仮払資金の支払基準及び仮払いに係る貸付条件等を定めるものであります。

次に、「医療法施行令等の一部を改正する政令」は、医療法及び医師法の一部改正法の一部の施行に伴い、臨床研修等修了医師が医師の確保を特に図るべき区域において地域医療の知見、経験を有するとして厚生労働大臣による認定を受ける制度に関し、認定の申請及び認定証明書の返納等、必要な事項を定めるものであります。

次に、「船舶油濁損害賠償保障法の一部改正法の一部の施行期日令」は、同改正法のうち、燃料油による汚染損害等に対する保険契約の締結を証する証明書の交付に係る規定の施行期日を令和2年3月1日と定めるものであり、「同改正法の施行に伴う関係政令の整備等政令」は、タンカー等から流出し、油濁損害を生ずる汚染の原因となる油を定める等、関係政令の規定の整備等を行うものであります。

次に、人事案件について、申し上げます。まず、安倍内閣総理大臣及び茂木外務大臣が日中韓サミット出席等のため23日から25日まで、梶山経済産業大臣が日中韓経済貿易大臣会合出席等のため22日から23日まで、それぞれ海外出張されますので、御了解をお願いいたします。

次に、裁判官人事といたしまして、判事兼簡易裁判所判事に任命するもの外1件について、御決定をお願いいたします。

次に、亀丸俊一外202名の叙位又は叙勲について、御決定をお願いいたします。

次に、令和元年度第2・四半期における一般職の国家公務員等及び自衛隊員の再就職状況の報告があります。本件は、国家公務員法及び自衛隊法に基づき、管理職職員であった者等からの再就職に関する届出事項について内閣に報告するものであり、本年7月から9月までの間になされた届出件数は、一般職の国家公務員等によるものは628件、自衛隊員によるものは45件となっております。

次に、配布資料といたしまして、「消費者物価指数」があります。本件につきましては、後程、総務大臣から御発言があります。

次に、件名外案件について、申し上げます。「国際獣疫事務局アジア太平洋地域代表事務所に関する特権免除協定」に署名することについて、御決定をお願いいたします。本件は、国際獣疫事務局との間で、事務所及びその事務所の職員に対して与えられる特権及び免除等について定めるものであります。なお、本日の署名まで不公表といたしたいので、御了承をお願いいたします。

○菅国務大臣：次に、大臣発言がございます。まず、北村大臣。

○北村国務大臣：皆様の御協力を得て、本日「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン」の改訂版及び第２期「総合戦略」の閣議決定を行うことができ、感謝申し上げます。

将来にわたって「活力ある地域社会」の実現と、「東京圏への一極集中」の是正に向けて、この「長期ビジョン」及び第２期「総合戦略」に基づき、政府が一丸となって、地方創生の取組を更に加速させていくこととしておりますので、引き続き皆様の御協力をお願いします。

○菅国務大臣：次に、復興大臣。

○田中国務大臣：東日本大震災の発災から８年９か月が経過する中、復興の進捗を踏まえ、この度「復興・創生期間」後における東日本大震災からの復興の基本方針」を定めます。本基本方針においては、これまでに実施された復興施策の総括を行った上で、「復興・創生期間」後における各取組、復旧・復興事業の規模と財源の見込み、復興庁の設置期間の延長等の方針を示します。また、次期通常国会に所要の法案の提出を図ることとしています。引き続き、現場主義を徹底し、被災者に寄り添いながら、「復興・創生期間」後も被災地の復興に万全を期してまいりますので、各閣僚におかれましては、御協力をよろしくお願い申し上げます。

○菅国務大臣：次に、財務大臣。

○麻生国務大臣：令和２年度予算の概算及び令和２年度税制改正の大綱につきまして、私から大要を御説明いたします。

最初に、令和２年度予算につきまして、御説明いたします。

歳出につきましては、まず、全世代型社会保障制度の構築に向け、消費税増収分を活用し、「高等教育の無償化」をはじめ、社会保障の充実にしっかりと対応してまいります。また、「臨時・特別の措置」として、「マイナンバーカードを活用した消費活性化策」や「防災・減災、国土強靱化」等、１兆７，７８８億円の対策を講じます。同時に、社会保障関係費につきまして高齢化による増加分におさめることとし、非社会保障関係費につきまして歳出改革の取組を継続します。こうした結果として、一般歳出は６兆３千４億９千２百万円となります。これに地方交付税交付金等１兆５千８億０千３百万円及び国債費２兆３千５億１千５百万円を加えた一般会計歳出の規模は、総額１兆２千６億５千８百０万円となります。

次に歳入のうち、租税及び印紙収入は過去最高となる６兆３千５億１千３百０万円、また、その他収入は、６兆５億８千８百８万円となります。

以上の結果、公債の発行額は、３兆２千５億５千６百２万円となり、前年度当初予算と比べて、１兆４千３億円の減少となるなど、令和２年度予算は、経済再生と財政健全化を両立する予算となっております。

また、令和2年度財政投融资計画につきましては、成長力強化のための重点投資として、現下の低金利状況を活かした高速道路の整備及び成田国際空港滑走路の新設・延伸や、日本企業の海外展開支援などに取り組むこととしております。これらの事業に真に必要な資金需要に適切に対応するため、総額1兆3千2億195億円としております。

続いて、令和2年度税制改正の大綱の概要につきまして御説明いたします。令和2年度税制改正におきましては、持続的な経済成長の実現に向け、オープンイノベーションの促進及び投資や賃上げを促すための税制上の措置を講じるとともに、連結納税制度の抜本的な見直しを行います。さらに、経済社会の構造変化を踏まえ、全てのひとり親家庭の子どもに対する公平な税制を実現するとともに、NISA制度の見直しを行います。このほか、国際課税制度の見直しや、納税環境の整備等を行います。

以上御説明いたしました、令和2年度予算の概算及び令和2年度税制改正の大綱につきまして、御決定をいただきたいと思います。各位の御協力により作業を終えることができたことにつきまして、感謝の意を表します。

○菅国務大臣：次に、総務大臣。

○高市国務大臣：財務大臣からご発言がありましたが、私からも令和2年度税制改正の大綱の概要について御報告いたします。

令和2年度税制改正においては、地方税関係においても、所有者不明土地等に係る固定資産税の課題への対応を行うほか、個人住民税について全てのひとり親家庭の子どもに対する公平な税制を実現するとともに、電気供給業に係る法人事業税の課税方式の見直し等を行うこととしております。

今後、この大綱に沿って、所要の法案を提出していくこととなりますので、引き続き、関係各位の御理解と御協力をお願い申し上げます。

○菅国務大臣：次に、武田大臣。

○武田国務大臣：令和2年度の機構・定員の審査結果について御報告します。

審査に当たっては、内閣の重要課題に確実に対応できる体制の整備を図るとともに、府省の枠を超えた機構・定員の再配置を積極的に推進しました。

定員については、税関・出入国管理・検疫のC I Q体制や海上保安体制の強化について、引き続き緊急重点分野として増員を行うとともに、外国人材の受入れや災害対応に万全の体制を取るための増員を行いました。その他の分野についても、全体としての増員を抑制しつつ、内閣の重要課題に重点的に措置しました。

審査に当たりましては、格段の御協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

○菅国務大臣：次に、梶山大臣。

○梶山国務大臣：2025年に開催する国際博覧会の博覧会国際事務局（B I E）に対する登録申請について御説明申し上げます。

本件は、昨年11月に開催されたB I E総会において、開催が認められた2025年の国際博覧会の登録申請について、閣議の決定を求めるものであります。

その内容は、第1に、国際博覧会条約第6条の規定に基づき、B I Eに対し、「い

のち輝く未来社会のデザイン」をテーマとして、本博覧会の登録申請を行うものとする。第2に、本博覧会の会期は、令和7年4月13日から同年10月13日までとする。第3に、政府は、開催国の義務を果たすために必要な措置を講ずるものとする。であります。

国際博覧会担当大臣といたしましては、これまでの関係閣僚の皆様の御協力に感謝いたしますとともに、今後、来年6月に予定されているBIE総会における登録承認に向けて努力してまいりますので、引き続き関係閣僚の皆様の、一層の御協力をお願いいたします。

○菅国務大臣：次に、国土交通大臣。

○赤羽国務大臣：博覧会国際事務局に対する登録申請にあたりまして、国土交通省からは、万博会場へのアクセス確保について一言申し上げます。

2025年の大阪・関西万博の開催に向けて、会場となる夢洲へのアクセス機能の確保が重要であり、大阪メトロ中央線の夢洲延伸等の取組を進めていくことが必要と考えております。

具体的な計画については、大阪市を中心に検討が進められているものと認識しておりますが、国土交通省としても、財政投融资等を活用して支援を検討してまいります。

引き続き、地元の検討状況を踏まえ、必要な取組を着実に進めてまいります。

○菅国務大臣：次に、防衛大臣。

○河野国務大臣：「令和元年度及び令和2年度のF-35Aの取得方法の変更について」について御説明申し上げます。

令和元年度及び令和2年度のF-35Aの取得については、国内企業が最終組立・検査を実施することが、完成機輸入に比べ、より安価な手段であると確認されたことから、取得方法を国内企業が参画した製造に変更するものです。

つきましては、本件について御了解願います。

○菅国務大臣：次に、総務大臣。

○高市国務大臣：本日、消費者物価指数を公表いたしました。その主なポイントは、次のとおりです。11月の全国の消費者物価指数は、1年前に比べ0.5%の上昇となりました。生鮮食品を除く指数は、1年前に比べ0.5%の上昇と、35か月連続の上昇となりました。これは、外食などの「生鮮食品を除く食料」や、火災・地震保険料などの「設備修繕・維持」などの上昇によるものです。また、生鮮食品とエネルギーを除いた指数は、1年前に比べ0.8%の上昇と、29か月連続の上昇となりました。1年前と比べた消費者物価は、緩やかな上昇傾向で推移しています。

○菅国務大臣：次に、内閣総理大臣から御発言がございます。

○安倍内閣総理大臣：茂木大臣及び梶山大臣は、それぞれ海外出張いたしますが、その出張不在中、菅内閣官房長官を外務大臣の臨時代理に、西村大臣を経済産業大臣の臨時代理及び原子力損害賠償・廃炉等支援機構担当大臣の事務代理に、それぞれ指定又は命じることといたします。なお、私も、23日から25日まで、海外出張

いたしますが、その出張不在中の臨時代理は、既に指定されているとおり、麻生副総理となりますので御了知願います。

○菅国務大臣：これを持ちまして、閣議を終了いたします。

引き続き、閣僚懇談会を開催いたします。

御発言はございますか。

無いようですので、以上を持ちまして、閣僚懇談会を終了いたします。

閣 議 案 件

〔令和元年〕
〔12月20日〕 (金)

- ◎一般案件
- 資料あり ○デジタル・ガバメント実行計画について (決定)
(内閣官房)
- 〃 ○ { 1. まち・ひと・しごと創生長期ビジョンの変更
 1. まち・ひと・しごと創生総合戦略の変更
 について (決定) (同上)
- 〃 ☆都道府県の国民の保護に関する計画の変更について (決定) (同上)
- 〃 ○女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針の変更について (決定) (内閣府本府)
- 〃 ○構造改革特別区域基本方針の一部変更について (決定) (同上)
- 〃 ○地域再生基本方針の一部変更について (決定) (同上)
- 〃 ○南スーダン共和国における政府間開発機構 (IGAD) の活動に係る物資協力の実施について (決定) (内閣府本府・外務省)
- 〃 ○「復興・創生期間」後における東日本大震災からの復興の基本方針 (決定) (復興庁)
- 〃 ○令和2年度一般会計歳入歳出概算について (決定) (財務省)
- 〃 ○令和2年度税制改正の大綱について (決定) (財務・総務省)
- 〃 ○2025年日本国際博覧会の博覧会国際事務局に対する登録申請について (決定) (経済産業・外務省)
- 〃 ○公共用地の取得に伴う損失補償基準要綱の一部改正について (決定) (国土交通省)
- 〃 ○自然再生基本方針の変更について (決定) (環境省)

- 資料あり
- ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基本計画の変更について（決定）（環境省）
 - 〃 ○ 「日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第6条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定」第2条に基づく施設及び区域の追加提供及び新規提供について（決定）（防衛省）
 - 〃 ○ 令和元年度及び令和2年度のF-35Aの取得方法の変更について（了解）（内閣官房）
 - 〃 ○ 「北海道・北東北の縄文遺跡群」の世界遺産登録に向けた推薦について（了解）（文部科学・外務省）
- 資料なし
- ☆ イタリア国駐劬特命全権大使大江博外1名に交付すべき信任状及び前任特命全権大使片上慶一外1名の解任状につき認証を仰ぐことについて（決定）（外務省）

◎ 国会提出案件

資料あり

- 1. 参議院議員小西洋之（立憲・国民・新緑風会・社民）提出7・1閣議決定及び武力行使の新3要件並びに存立危機事態等に関する質問に対する答弁書について（決定）（内閣官房）
- 1. 参議院議員小西洋之（立憲・国民・新緑風会・社民）提出安倍総理が「憲政の敵」であることに関する質問に対する答弁書について（決定）（同上）
- 1. 参議院議員小西洋之（立憲・国民・新緑風会・社民）提出安倍総理及び昭恵総理夫人の「桜を見る会」における問題に関する質問に対する答弁書について（決定）（同上）
- 1. 参議院議員熊谷裕人（立憲・国民・新緑風会・社民）提出アプリ上で行われたグループチャットの公文書管理法上の扱いに関する質問に対する答弁書について（決定）（内閣府本府）

1. 参議院議員浜田聡（みん）提出受信機の設置日が不明な場合のNHKとの受信契約の締結に関する質問に対する答弁書について
（決定）（総務省）
1. 参議院議員小西洋之（立憲・国民・新緑風会・社民）提出安倍総理の「人種平等」に関する所信表明演説が歴史の曲解及び捏造であることに関する質問に対する答弁書について
（決定）（外務省）
1. 参議院議員牧山ひろえ（立憲・国民・新緑風会・社民）提出HIV感染症を減少させるための周知や広報の徹底に関する質問に対する答弁書について（決定）（厚生労働省）
1. 参議院議員牧山ひろえ（立憲・国民・新緑風会・社民）提出HIV感染症を減少させるための具体的施策の進行状況に関する質問に対する答弁書について（決定）（同上）
1. 参議院議員牧山ひろえ（立憲・国民・新緑風会・社民）提出衛生管理の不十分な入浴施設等での感染の現状に関する質問に対する答弁書について（決定）（同上）
1. 参議院議員紙智子（共産）提出新漁業法に関する質問に対する答弁書について（決定）
（農林水産省）
1. 参議院議員小西洋之（立憲・国民・新緑風会・社民）提出防衛省及び外務省等による国際兵器展示会の後援行為が憲法の平和主義等に反することに関する質問に対する答弁書について（決定）（防衛省）

◎政 令

資料あり

- 行政機関職員定員令の一部を改正する政令
(決定) (内閣官房)
- 〃 ○平成30年7月豪雨による災害についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令の一部を改正する政令(決定)
(内閣府本府・財務・国土交通省)
- 〃 ○地域再生法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令(決定) (内閣府本府)
- 〃 ○地域再生法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令(決定) (同上)
- 〃 ○宮内庁組織令の一部を改正する政令(決定)
(宮内庁)
- 〃 ○統計法施行令の一部を改正する政令(決定)
(総務省)
- 〃 ○原子力損害の賠償に関する法律施行令及び原子力損害賠償・廃炉等支援機構法施行令の一部を改正する政令(決定) (文部科学・財務省)
- 〃 ○医療法施行令等の一部を改正する政令(決定)
(厚生労働省)
- 〃 ○民法及び家事事件手続法の一部を改正する法律の一部の施行に伴う国土交通省関係政令の整備に関する政令(決定) (国土交通省)
- 〃 ○船舶油濁損害賠償保障法の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令(決定) (同上)
- 〃 ○船舶油濁損害賠償保障法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令
(決定) (同上)

◎人 事

資料なし

- ☆内閣総理大臣安倍晋三外2名の海外出張について
(了解)

資料なし ☆ 検事山口敦士を判事兼簡易裁判所判事に任命し、
簡易裁判所判事菊池樹一外3名を願に依り免ずる
ことについて（決定）

資料あり ☆ 休職国立大学法人職員亀丸俊一外202名の叙位
又は叙勲について（決定）

◎ 報 告

資料あり ☆ 国家公務員法第106条の25第1項等の規定に
基づく報告について（内閣官房）

〃 ☆ 自衛隊法第65条の11第5項の規定に基づく報
告について（防衛省）

◎ 配 布

☆ 消費者物価指数（総務省）

[○署名あり ☆署名なし]

件名外案件

〔令和元年〕
12月20日〕（金）

◎一般案件

資料なし ○国際獣疫事務局アジア太平洋地域代表事務所の特
権及び免除に関する日本国政府と国際獣疫事務局
との間の協定の署名について（決定）（外務省）

〔○署名あり ☆署名なし〕